

地域の稼ぐ力向上支援事業運営業務 公募要領

1 業務の名称

地域の稼ぐ力向上支援事業運営業務

2 業務の趣旨・目的

群馬県におけるサービス産業は、県内総生産に占める割合が高く重要であるため、原材料価格の高騰や人口減少社会、技術革新等、社会経済情勢の変化に対応し、地方への新たな人の流れや女性活躍、働き方の多様化などに適応する産業に磨き上げる必要がある。

そこで、新たなビジネスモデルや事業展開を目指すサービス事業者等に対し、戦略策定等コンサルティングを実施し、民間資金を活用して自ら成長し続けるモデル的取組を推進して県内への波及を図ることを目的として本事業を実施する。

具体的には、商品・サービスの付加価値向上、生産性向上及び組織改革等を実現するプログラムを策定のうえコンサルティングを行い、その過程・成果を取組事例として公表し、県内企業に横展開する。

3 事業の内容

別添仕様書のとおり

4 予算額（委託料上限）

5,940,000円（消費税及び地方消費税を含む）

- ・応募に要する経費は含まない。（提案者の負担とする）
- ・選定された事業者に対しては、企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出をお願いする。

5 契約期間

契約締結日から令和8年3月23日（月）まで

6 応募資格

次の条件を全て満たしていること

- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ・破産宣告を受け復権していない者でない者
- ・銀行取引停止処分を受けている者でない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者

でない者

- ・群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でない者
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者
- ・本店所在地において、国税及び地方税を滞納していない者
- ・当該事業を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年4月25日（金）

(2) 質問受付

令和7年5月9日（金）17時まで

※詳細は、下記8のとおり

(3) 企画提案書提出期限

令和7年5月16日（金）17時必着

※詳細は、下記9のとおり

(4) 結果発表

令和7年6月上旬

※詳細は、下記10（2）のとおり

8 質問受付

次のとおり、応募を予定している事業者から、質問を受け付ける。

(1) 受付期間 令和7年5月9日（金）17時 まで

(2) 質問様式 質問書（様式1）による

(3) 質問方法 E-mail による

(4) 提出先 下記12に同じ

※件名を「地域の稼ぐ力向上支援事業運営業務 質問事項」とすること。

※質問を提出した後は、電話にて到着確認をすること。

(5) その他 質問に対する回答は、3営業日以内に質問者へ E-mail で回答する。また質問とその回答は県ホームページに掲載する。

9 応募の手続き等

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式2）

イ 企画提案書本体（任意様式）

ウ 業務実施体制表（様式3）

エ 実施スケジュール（任意様式）

オ 費用見積書（任意様式）

- ・宛名は「群馬県知事 山本一太」とし、見積書の内訳には各経費の税込単価、消費税及び地方消費税額を明記すること。
- ・見積額が上記４の予算額を超えた場合は、失格とする。

カ 会社概要

キ 法人登記簿謄本（＊）（３カ月以内に発行されたもの）

ク 決算書（＊）（直近のもの１期分（半期決算の場合は２期分））

ケ 誓約書（群馬県暴力団排除条例第７条関係）（様式４）（＊）

コ 課税（免税）事業者届出書（様式５）

サ 個人情報保護に係る責任体制報告書（様式６）

シ その他参考となる資料（適宜）

※＊印の付いた書類については、「令和７年度物品等購入契約資格者名簿」搭載者は提出不要

（２）提出方法・提出期限

ア 提出方法 E-mail

イ 提出期限 令和７年５月１６日（金）１７時 必着

（３）提出先

下記１２に同じ。

※書類を提出した後は、電話にて到着確認をすること。

※メールは一通につき７MB までしか受信できないため、７MB を超える場合は、提出方法について県に相談すること。

（４）応募書類の取扱い

- ・提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成することがある。

（５）その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに発注者に連絡し、その旨を書面にて提出すること。
- ・発注者は、提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることができる。
- ・このプロポーザルの参加に係る手続、提出書類、ヒアリング等で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。

10 審査

提出書類の確認ののち、以下の基準により企画提案書の審査を行い、最も優れた企画提案を提出した者を委託契約の優先交渉者として決定する。

(1) 審査基準

- ①趣旨・目的の理解に関すること（事業の趣旨及び仕様書の内容に関する理解）
- ②企画提案内容に関すること（企画力、具体性、実現性）
- ③積算に関すること（事業実施に係る金額の妥当性）
- ④実施体制等に関すること（業務遂行能力、事業実績）
- ⑤総合評価（全体的な整合性）

(2) プロポーザル結果の公表について

プロポーザル結果の公表は、令和7年6月上旬に県ホームページ上で行う。

11 契約

- ・上記10において選定された者を事業の委託契約候補者とする。
- ・企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。
- ・なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- ・委託により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県に帰属する。

12 応募先及び問い合わせ先

- (1) 名 称 群馬県産業経済部地域企業支援課パワーアップ推進係
- (2) 所在地 371-8570 群馬県前橋市大手町 1-1-1
- (3) 連絡先 電話 027-226-3342 Fax 027-223-7875
E-mail kigyoka@pref.gunma.lg.jp